

千葉県報

号外
令和5年10月31日

主要目次

教育委員会規則	一
県立高等学校管理規則の一部を改正する規則	一
県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	一
県立中学校管理規則の一部を改正する規則	一
企業局管理規程	一
千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程	一
訓令	二
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令	二
千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	二
議会訓令	二
千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	二
教育委員会訓令	三
千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	三
県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	三
選挙管理委員会訓令	四
千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令	四

教育委員会規則

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十四号

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六十条及び第六十条の二中「及び」を、「子育て部分休暇及び」に改める。

附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十五号

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条及び第五十七条の二中「及び」を、「子育て部分休暇及び」に改める。

附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十六号

県立中学校管理規則の一部を改正する規則

県立中学校管理規則（平成十九年千葉県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条及び第四十九条中「及び」を、「子育て部分休暇及び」に改める。

附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

企業局管理規程

千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

千葉県企業局管理規程第十五号

千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局処務規程（昭和三十四年千葉県水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第一号及び第三号から第五号までの規定中「副課長相当職」の下に「以上の職」を加え、同項第六号中「副課長相当職」の下に「以上の職」を、「もの」の下に

「及び所属職員（副課長相当職以上の職にある者を除く。）の子育て部分休暇の承認に関すること」を加える。

第十一条第四項第六号中「以上」の下に「の職」を、「もの」の下に「及び所属職員（主幹相当職以上の職にある者を除く。）の子育て部分休暇の承認に関すること」を加える。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄第十一号、同表総務企画課の項第四号部長専決事項の欄口及び同表土地事業調整課の項第二号口並びに別表第二各出先機関共通の項第一号中「及び看護休暇」を、「看護休暇及び子育て部分休暇」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

訓

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十五号

本庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程(昭和三十一年千葉県訓令第十号)の一部を次のように改正する。第二十条第十四項第六号中「もの」の下に「及び所属職員(副課長相当職以上の職にある者を除く。の子育て部分休暇の承認に関する事)」を加える。

第二十三条第五項第六号中「以上」の下に「の職」を、「もの」の下に「及び所属職員(主幹相当職以上の職にある者を除く。の子育て部分休暇の承認に関する事)」を加える。

別表第一各課共通の項副知事専決事項の欄第八号中「及び看護休暇」を、「看護休暇及び子育て部分休暇」に改め、同項部長専決事項の欄第十九号中「及び看護休暇」を、「看護休暇及び子育て部分休暇並びに部内の所長の子育て部分休暇」に改め、同項課長専決事項の欄第二十一号中「及び」を、「子育て部分休暇及び」に改める。

別表第二地域防災課の項第一号地域振興事務所長専決事項の欄口中「組合休暇」の下に「並びに地域振興事務所所属職員の子育て部分休暇」を加える。

別表第二の二総務課の項第一号農業事務所長専決事項の欄口中「組合休暇」の下に「並びに農業事務所所属職員の子育て部分休暇」を加える。

別表第三各出先機関共通の項第十一号中「組合休暇」の下に「並びに所属職員の子育て部分休暇」を加える。

附則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十六号

千葉県労働委員会事務局

千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

千葉県労働委員会事務局処務規程(昭和四十年千葉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「及び看護休暇」を、「看護休暇及び子育て部分休暇」に改める。

第七条第七号中「及び」を、「子育て部分休暇及び」に改める。

第八条第六号中「もの」の下に「及び所属職員(副課長相当職以上の職にある者を除く。の子育て部分休暇の承認に関する事)」を加える。

附則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

議会訓令

千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

千葉県議会議長 伊藤 昌弘

千葉県議会訓令第三号

議会事務局

千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県議会事務局事務決裁規程(昭和五十年千葉県議会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「及び看護休暇」を、「看護休暇及び子育て部分休暇」に改める。

第七条第一項第四号中「及び」を、「子育て部分休暇及び」に改める。

第八条第一項第三号中「もの」の下に「及び所属職員(副課長相当職以上の職にある者を除く。の子育て部分休暇の承認に関する事)」を加える。

附則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

教育委員会訓令

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会訓令第五号

本庁

教育事務所

教育機関

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

千葉県教育委員会処務規程(昭和三十五年千葉県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項第五号中「もの」の下に「及び所属の職員(副課長相当職以上の職にある者を除く。)の子育て部分休暇の承認に關すること」を加える。

第十五条第二項第四号及び第十六条第二項第四号中「もの」の下に「及び所属の職員(主幹相当職以上の職にある者を除く。)の子育て部分休暇の承認に關すること」を加える。

別表第一 三 その他の事務の表各課共通の項部長専決事項の欄第五号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 子育て部分休暇

別表第一 三 その他の事務の表各課共通の項課長専決事項の欄第六号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 子育て部分休暇

別表第一 三 その他の事務の表教育総務課の項部長専決事項の欄第六号中「ニ」を「ホ」に改め、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 子育て部分休暇

別表第一 三 その他の事務の表教職員課の項部長専決事項の欄第四号に次のように加える。

ハ 子育て部分休暇

別表第二第六号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 子育て部分休暇

別表第三第六号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 子育て部分休暇

別表第四第二号中「又は育児部分休業の承認等」を「、育児部分休業の承認又は子育て部分休暇の承認等」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会訓令第六号

本 庁

県立学校

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

県立学校職員服務規程(昭和三十九年千葉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の二項を加える。

9 職員は、勤務時間規則第十五条の二の規定により、子育て部分休暇の請求をしようとするときは、子育て部分休暇承認請求書(別記第八号様式の三)に当該請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証する書類を添え、校長(校長にあつては、教育委員会)に提出しなければならない。

10 職員は、子育て部分休暇の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届(別記第八号様式の四)を校長(校長にあつては、教育委員会)に提出しなければならない。

一 産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。

二 当該子育て部分休暇の承認に係る子が死亡したとき。

三 当該子育て部分休暇の承認に係る子が職員の子でなくなつたとき。

四 当該子育て部分休暇の承認に係る子を養育しなくなつたとき。

第十一条の三第五項中「(別記第九号様式の三)」を削る。

別記第八号様式の二の次に次の二様式を加える。

第八号様式の三（第十一条第九項）

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

様

所 属 氏 名
職 氏 名
(職員コード)

私は、下記により子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
2 請求期間及び時間	年 月 日	年 月 日	日生
	年 月 日	年 月 日	時 分
3 備考	年 月 日	年 月 日	時 分
	年 月 日	年 月 日	時 分

- 注
- この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
 - 子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
 - 該当する□には \surd 印を記入すること。

第八号様式の四（第十一条第十項）

養育状況変更届

年 月 日

様

所 属 氏 名
職 氏 名

子育て部分休暇
育 児 休 業 に 係 る 子 の 養 育 の 状 況 に つ い て 変 更 が 生 じ た の で 届 け 出 ます。
育 児 短 時 間 勤 務 部 分 休 業

次のとおり

1 届出の事由

育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 同居しなくなった。
 負傷・疾病
 託児できるようになった。
 その他（)

育児休業等に係る子が死亡した。
 育児休業等に係る子と離縁した。
 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
 その他（)

2 届出の事由が発生した日
年 月 日

注 該当する□には \surd 印を記入すること。

別記第九号様式の三を次のように定める。

第九号様式の三 削除

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。
(経過措置)

- この訓令の施行前に、改正前の県立学校職員服務規程の規定により調製した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

選挙管理委員会訓令

千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年十月三十一日

千葉県選挙管理委員会訓令第2号

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令

千葉県選挙管理委員会職員

千葉県選挙管理委員会規程（昭和三十六年千葉県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第十一号中「看護休暇」の下に「子育て部分休暇」を加え、同条第三項中「掲げる事項」の下に「（所属職員の子育て部分休暇の承認に関するものを除く。）」を加える。

附則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八